

令和7年度第4回福生市国民健康保険運営協議会概要書

議題1 子ども・子育て支援金の賦課方法について（協議）

資料1 令和8年度仮係数に基づく子ども・子育て支援金分の標準保険税率について

1 福生市の標準保険税率（令和8年度仮係数）

- ・11月20日に、子ども・子育て支援金分の福生市の標準保険税率が東京都より提示された。福生市の標準保険税率は、所得割0.28%、均等割（年額）1,754円、18歳以上均等割（年額）147円であった。
- ・なお、この税率は国から都道府県に示された仮係数に基づき、東京都が算定したものとなっている。最終的な確定係数に基づく税率については、1月中旬ごろに示される。
※東京都より仮係数の数値から変更が想定されると報告があった。（増減どちらとなるかも不明。）

2 子ども・子育て支援金分の税額の算定イメージ

- ・この制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで）の子どもに係る子ども・子育て支援金の均等割額については、10割軽減の措置を講じることとしている。
- ・18歳未満の子どもの被保険者の均等割額の10割軽減分については、その分を18歳以上の被保険者に賦課されることとなるため、均等割額とは別に18歳以上均等割額を設けている。
- ・18歳以上の被保険者については、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額の合計額が、子ども・子育て支援金分の年税額となる。（100円未満は切り捨て）

3 モデルケースによる国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の年税額

- ・1の東京都から示された福生市の標準保険税率に基づき、ケース①からケース⑦までのモデルケースにおける子ども・子育て支援金分の年税額を算定した。
- ・1期あたりの税額は、年税額を国民健康保険税の納期（8期）で割った額

- ・1月あたりの税額は、年税額を12か月で割った額
- ・モデルケースについては、第2回運営協議会の際に配布した資料10「保険税の改定案の内容について」で示したモデルケースと同じケースとなっている。

資料2 国民健康保険税率改定について

- ・福生市国民健康保険税率のこれまでの経緯及び令和8年度以降の改定について、第3回運営協議会までの協議を踏まえ、子ども・子育て支援金分の現状に至る経緯、今後の目標について追加したもの。
- ・【現状に至る経緯】
子ども・子育て支援金分は、児童手当の拡充等をはじめとした子育て支援事業の財源として、令和8年度より「子ども・子育て支援金」を保険税と合わせて徴収し、令和10年度までに段階的に導入される。
- ・【今後の目標】
今後、東京都で完全統一の目標年度が決定し、医療、後期、介護分については、完全統一に向けた引上げを行っていく必要があることを踏まえ、子ども・子育て支援金分については、令和8年度標準保険税率をそのまま導入する。

議題1 まとめ

- ・第3回運営協議会での協議にて確認したとおり、今後、東京都で完全統一の目標年度が決定し、医療、後期、介護分については、完全統一に向けた引上げを行っていく必要があることを踏まえ、子ども・子育て支援金分については、令和8年度標準保険税率をそのまま導入することといたしたい。
- ・ただし、1月中旬に東京都から示される確定係数に基づく標準保険税率において変更があった際は、確定係数に基づく標準保険税率を導入する。
- ・令和9年度以降の子ども・子育て支援金分の保険税率についても、東京都が提示する福生市の標準保険税率を採用していく。

議題2 福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（協議）

資料3 国民健康保険税率改定の試算について

- ・国民健康保険税率改定の試算について、議題1（資料1）の子ども・子育て支援金分を加味して、パターン（1）、パターン（2）のそれぞれの試算を行った。
- ・子ども・子育て支援金については、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に導入されるため、モデルケースの試算における令和9年度以降の子ども・子育て支援金分の見込み額（年税額）は、厚生労働省が試算した国民健康保険（市町村国保）の令和8年度から令和10年度までの1世帯当たり見込み額（月額）の伸び率を基に算出した。

なお、令和12年度以降の見込み額については、今後の見込みが不明であるため、令和10年度の見込み額と同額としている。

- ・令和14年度までに保険税率等の伸び率を一定に4回の改定で標準保険税率まで引き上げるパターン（1）と比較して、令和8年度のみ伸び率を緩やかにし、残りの3回の伸び率は一定に標準保険税率まで引き上げるパターン（2）の方が、令和8年度の上昇幅は小さくなっているが、その分令和10年度以降の上昇幅が大きくなっている。

【補足】

- ・現在、厚生労働省は、「遅くとも令和17年度までに都道府県ごとに保険税を完全統一する」とし、東京都もそれに向けて目標年度を検討しているが、財務省財政制度分科会において、財務省から「各都道府県内での被保険者間の受益と負担の公平性を確保する観点から、一刻も早く保険料水準の完全統一を全国で実現すべき。具体的には、まずは納付金ベースの統一について目標年度を前倒しさせつつ、先進自治体の例を横展開することにより、2030（令和12）年度までの完全統一を実現すべき」とする提言があった。（令和7年11月20日国保新聞）

議題2 まとめ

- ・国民健康保険税の改定にあたっては、第3回運営協議会において、「東京都の示す標準保険税率という目標に向けて、後にしづ寄せが来ることを避けるため、一定の伸び率で着々と進めていくパターン（1）がよい」、「物価高や現在の国の政策（社会保険料の引き下げ）を鑑み、令和8年度は緩やかとするパタ

ーン（2）がよい」など、様々な意見をいただいた。

- ・委員の御意見については、パターン（1）とする委員が6名、パターン（2）とする委員が4名という結果となった。
- ・財務省からの提言により、完全統一の目標年度が前倒しとなった場合、現在東京都に提出してある福生市財政健全化計画の赤字解消目標年度（令和14年度）も前倒しして、急激な税率改定を行う必要が生じるなど被保険者への影響が大きい。
- ・これまでの経過と完全統一の目標年度が前倒しとなった場合の影響を踏まえ、会長と答申案について調整した結果、答申における税率改定案についてはパターン（1）とし、答申の中で、協議会で挙がった意見として、「社会情勢の変化に伴う物価上昇や被保険者の経済状況、国や東京都の動向に留意し、変化があった場合には、遅滞なく本協議会に情報提供し、必要に応じて税率等の見直しを行うこと」、「国民健康保険の財政状況や今後の動向について、市民へ周知強化を図ること」などについて記載することをいたしたい。

意見照会について

- ・以上の議題について、委員の皆様にお諮りいたします。別紙「令和7年度第3回福生市国民健康保険運営協議会に関する意見照会」について、御記入いただき、令和7年12月15日（月）までに同封の返信用封筒にて御返送願います。期限が短く誠に恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。